

# 宮崎県公報

令和2年3月19日(木曜日) 第90号

発 行 호

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

#### 次 目

### 頁

#### 示

- ○生活保護法に基づく施術者の指定………(福祉保健課) 1 ○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…( ″ )1
- ○保安林の指定予定の通知(3件)・・・・・・・(自然環境課)1

○道路の区域の変更・・・・・・・(道路保全課)2 人事委員会規則 ○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正す ○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改

# 宮崎県告示第 217号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条 第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に より、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次 のとおり指定した。

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
林 和生 (みなと針灸整骨 院)	日向市江良町3丁目52番2	令和2年2月21日
蛯原 啓大 (いろは鍼灸整骨 院)	日南市吾田東5丁目2 -2-1TKコーポC 棟 101号	令和2年3月3日

# 宮崎県告示第 218号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第2項において準用 する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定によ り、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	廃止年月日
芹口 盛宏 (みなと針灸整骨 院)	日向市江良町3丁目52番2	令和元年12月28日
池田 登士秀 (みなと針灸整骨 院)	日向市江良町3丁目52番2	令和元年12月28日

#### 宮崎県告示第 219号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 4 36
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置い て縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 220号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字河内 1467-1 (次の図に示す部分に限る。)、1467-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

宮崎県公報

以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 221号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑 の尾3024-28 (次の図に示す部分に限る。)、3024-26、3024-29, 3024-52, 3024-54, 3024-57, 3024-59, 3024-63, 3024 -67, 3024-68
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年3月19日から同年4月2日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延 長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町5811番23 地先から同	ΙВ	21.4~ 111.1	2, 277 . 3
		形	市同町 169 番地先まで	新	13.4~ 99.9	2, 277 . 3

# 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月19日

宮崎県人事委員会委員長 濵 砂 公 一

#### 宮崎県人事委員会規則第4号

#### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(研究職給料表の適用範囲)

事委員会が定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をも って、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。た だし、医療職給料表(一)の適用を受ける者及び管理職手当に関 する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の規定による 管理職手当に係る区分が1種から3種までの職にある者を除く。 (1) 衛生環境研究所

(2)~(8) [略]

附則

(研究職給料表の適用範囲)

第2条 研究職給料表は、次の各号に掲げる試験研究機関その他人|第2条 研究職給料表は、次の各号に掲げる試験研究機関その他人 事委員会が定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をも って、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。た だし、医療職給料表(一)の適用を受ける者及び管理職手当に関 する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の規定による 管理職手当に係る区分が1種から3種までの職にある者を除く。

改正後

 $(1)\sim(7)$  [略]

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月19日

宮崎県人事委員会委員長 濵 砂 公 一

# 宮崎県人事委員会規則第5号

# 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改正前 改正後 別表第1 (第5条の3関係) 別表第1 (第5条の3関係) 組織区分 給料表 加算割合 組織区分 給料表 加算割合 知事部局 行政職 知事部局 行政職 [略] [略] 出先 [略] 出先 [略] 機関副所長、副園長、支 [略] 機関副所長、副園長、支 [略] 所長、課長、センタ 所長、部長、課長、 -長、支場長、駐在 センター長、支場長 所長、教頭、学科長 、駐在所長、教頭、 、教授、教務主幹、 学科長、教授、教務 総務主幹 主幹、総務主幹 [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] 医療職( 医療職( [略] 二) 出先 [略] 二) 出先 [略] 機関副所長、課長、教授 機関副所長、部長、課長 [略] [略] 、主任専門員 、教授、主任専門員 [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。